

○和洋学園個人情報保護規程

（目的）

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及びその他の法令に基づき、学校法人和洋学園（以下「この法人」という。）が保有する個人情報の適正な取得、利用、管理、保護を図り、基本的人権の尊重とプライバシーの保護に資することを目的とする。なお、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は個人情報保護法その他の関係法令の定めるところによる。

2 この法人が設置する和洋女子大学及び和洋国府台女子中学校・高等学校並びに和洋九段女子中学校・高等学校（以下「各学校」という。）については、この規程に基づき、それぞれ各学校に応じた個人情報の保護等を目的とした規程等を別に定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人情報保護法に定める個人識別符号等特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、この法人に在籍する教職員若しくは役員等が、業務上取得又は作成した情報をいう。

2 この規程において、「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号、又は役務の利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号等個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

3 この規程において、「教職員」とは、和洋学園就業規則第2条に定める専任職員（教育職員・事務職員・技術職員）並びに非常勤教育職員、嘱託職員、臨時職員、定年再雇用職員で、この法人に直接かかわりがあり、又はかかわりがあった者をいう。

4 この規程において、「役員等」とは、この法人の理事、監事並びに評議員の役職にあり、又は過去これらの役職にあった者をいう。

5 この規程において、「個人情報の利用」とは、この法人並びに各学校が保有する個人情報を加工・分析等自ら使用することをいう。

6 この規程において、「個人情報の提供」とは、この法人並びに各学校が保有する個人情報を、第三者が閲覧できる状態に置くこと、又はそれらを第三者に渡すことをいう。

7 この規程において、「個人情報の開示」とは、本人の個人情報の内容が、事実に基づき正しく記録されているか、又は個人情報が適正に利用並びに提供されているかを、本人が確認するために、その個人情報を遅滞なく本人に提示することをいう。

8 この規程において、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

9 この規程において、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、目次、索引等を付すなどして特定の個人情報を容易に検索できるようにしたものという。

10 この規程において、「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- 11 この規程において、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。
- 12 この規程において、「保有個人データ」とは、この法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の全てを行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命・身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、違法又は不法な行為を助長・誘発するおそれのあるもの、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれのあるもの、犯罪の予防・鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの、並びに6ヶ月以内に消去すること（更新することは含まない。）となるものは除く。
- 13 この規程において、「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 14 この規程において、「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（責務）

第3条 理事長は、この規程の目的を達成するため、個人の人権や利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じ、この法人に勤務し、又はかかわりのある者の倫理意識を高揚するよう努めるものとする。

2 この法人の役員等の役職にあり、又は過去にこれらの役職にあった者は、個人情報保護の重要性にかんがみ、その職務上知り得た個人情報を漏洩し、また、不正な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前項の規定は、第2条第3項に定める教職員についても同様に適用する。

（学術研究における適用除外）

第4条 この法人が設置する大学等が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各項に掲げる場合には個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、この規程を適用しない。

2 あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合は以下の通りとする。

（1）本学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

（2）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

3 あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合は以下の通りとする。

（1）本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

（2）本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

4 あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合は以下の通りとする。

（1）個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

（2）本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供す

る必要があるとき。

- (3) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

- 5 この法人は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(個人情報の管理)

第5条 理事長は、前条に定める責務を適切に執行するため、この法人の教職員のうちから個人情報保護管理責任者を選任する。

- 2 この法人全体に係る個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。
- 3 各学校における固有の責務を執行するため、学長及び校長は、個人情報保護管理責任者に準ずる管理者（以下「個人情報管理者」という。）を別に選任するものとする。
- 4 各学校における個人情報管理者の名称及び役割等については、学長又は校長が定めるものとする。
- 5 各学校の個人情報管理者は、個人情報保護管理責任者との間で情報交換を緊密に行い、責務の執行に万全を期すものとする。
- 6 個人情報保護管理責任者は、この法人における個人情報の適正な利用と保護が図られるよう、次の各号の事項について必要な安全管理措置を講じるとともに、各学校の個人情報管理者が行う場合の措置に対し協力するものとする。
- (1) 個人情報（個人データのみならず、個人情報を取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱うことを予定しているものも含む）の紛失、漏洩、毀損、破壊、改ざんその他の事故防止
- (2) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (3) 不要となった情報の速やかな廃棄又は消去
- (4) 関係教職員に対する必要な研修等の実施
- 7 この法人の教職員及び役員等は個人情報を取扱う上で、その資料の保管には施錠をするなどして十分注意を払うこととする。

(個人情報のコンピュータ処理)

第6条 個人情報のコンピュータ処理を行うときは、入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにするとともに、ウイルス対策ソフトを導入したり、個人情報に関わる資料にはパスワードを設定するなどして漏洩、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

(適正な取得)

第7条 この法人は、個人情報を取得するときは、適正かつ公正な手段により取得し、その利用目的を明確にするとともに公表又は本人に通知するものとする。

- 2 この法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の利用の制限)

第8条 この法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を、取得した目的を超えて利用しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合はこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関又は地方公共団体若しくはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 前項ただし書に該当する場合は、可及的速やかに当該部署の責任者を通じて個人情報保護管理責任者に届けなければならない。

(不適正な利用の禁止)

第9条 この法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(情報漏洩事案等への対応)

第10条 個人情報の紛失、漏洩、毀損、破壊、改ざんの事案発生又は兆候を把握した場合は、個人情報保護管理責任者の責任により、次の各号について必要な措置を講じる。

(1) 被害の拡大の防止

(2) 事実関係の調査、原因の究明

(3) 影響範囲の特定

(4) 再発防止策の検討・実施

(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡

(6) 事実関係、再発防止策等の公表

2 この法人は、個人データの漏洩等が発生し、個人の権利利害を害するおそれが大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告しなければならない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏洩、滅失若しくは毀損

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(5) 当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものの漏洩等が発生し、又は発生し

たおそれがある事態

3 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 概要
- (2) 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

4 この法人は、本条第2項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、本条第3項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(個人情報の提供の制限)

第11条 この法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を、第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関又は地方公共団体若しくはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 前項ただし書に該当する場合は、第8条第2項を準用する。

3 この法人が、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、第1項の第三者に該当しないものとする。

(第三者提供をする際の記録)

第12条 この法人は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を別に定める個人データ提供記録簿に記載するものとする。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は同条第3項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

2 第三者提供に係る記録の内容は次の各号とする。なお、ここに定めることの詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

- (1) 個人データを提供した年月日
- (2) 当該第三者の氏名又は名称、住所その他当該第三者を特定するに足る事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項

- (4) 当該個人データの項目
- (5) 本人の同意を得ている旨

3 前項第三者提供に係る記録は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間保存するものとする。

(個人情報の外部委託)

第13条 個人情報に関する業務を外部に委託するときは、当該部署の責任者は、個人情報の適切な管理を行うことができる業者を選定し、業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置を含む委託契約を結ばなければならない。

2 委託契約には、次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持の義務
- (2) 個人情報の複製、第三者への提供、再委託等についての制限、条件等
- (3) 委託終了時における個人情報の消去又は返却
- (4) 個人情報の漏洩、漏洩のおそれのある違反の場合における契約解除を含む必要な措置(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 この法人は、第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。)から個人データの提供を受けるに際しては、管理者は個人情報保護法第30条及び関係法令の定める内容に則り、その取得方法等が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第11条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

(個人情報の開示)

第15条 この法人並びに各学校が保有する自己に関する個人情報について、本人は、開示を請求することができる。

2 前項に規定する請求は、学長、校長及び個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) 学長、校長又は個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

3 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号の一つにでも該当するときは、その理由を明らかにして、その全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) この法人並びに各学校の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正又は削除及び利用の停止等)

第16条 この法人並びに各学校が保有する自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認められたときは、本人は、前条第2項に定める手続きに準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、調査のうえ必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。訂正、追加又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

3 情報管理責任者は、個人情報提供者から、当該本人の個人情報法令等に違反して取得

され、又は不正に利用されていること等、利用の必要がない、又は漏洩、滅失、毀損等の事態が発生した並びに本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあること等によりその利用の停止、消去、第三者提供の停止を請求された場合、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。

(個人情報 の 廃棄)

第 17 条 保有期間を過ぎた個人情報 は、法令その他の規定に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

(不服の申立て)

第 18 条 自己の個人情報に関し、第 11 条又は第 12 条に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある場合は、請求に対する決定のあった日から 60 日以内に、本人であることを明らかにして理事長に対し、申立てを行うことができる。

2 理事長は、前項の不服申立てを受けたときは、個人情報保護管理責任者をして審査させ、その結果を文書により本人に通知しなければならない。この通知は、申立てのあった日から 30 日以内に行わなければならない。

3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を理事長に対し提出することにより行う。

(1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名

(2) 不服申立て事項

(3) 不服申立ての理由

(4) その他理事長が必要と認めた事項

4 各学校に所属する教職員並びに学生・生徒が本条各項各号の申立てを行うときは、学長又は校長を経なければならない。

(仮名加工情報の作成等)

第 19 条 この法人は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとする。

2 この法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏洩を防止するために必要なものとし、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 この法人は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下同じ。)を取り扱ってはならない。

4 この法人は、仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。

5 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

6 この法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報でないものを含む。)を第三者に提供してはならない。

7 この法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 この法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第8条、第10条第2項、第3項、第4項、第14条、第15条、及び第16条の規定は、適用しない。

(委員会の設置)

第20条 この法人並びに各学校における個人情報の適切な利用と保護を図るうえで必要な事項について、理事長及び個人情報保護管理責任者の諮問に応じて審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会について必要な事項は、別に定める。

(細則)

第21条 理事長は、この規程に定めるもののほか、必要な事項について定めることができる。

(所管課)

第22条 この規程の所管課は、総務課とする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年7月24日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、2022年11月24日から改正施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から改正施行する。